

市の責務【第3条】

- 文化芸術に関して総合的かつ計画的に推進します。
- 市民の文化芸術に対する関心・理解を深めるよう努めます。

市民の役割【第4条】

- 自主的・主体的に文化芸術活動に取り組むことにより、多様で特色ある文化芸術の振興が図られるよう努めます。

文化芸術団体の役割【第5条】

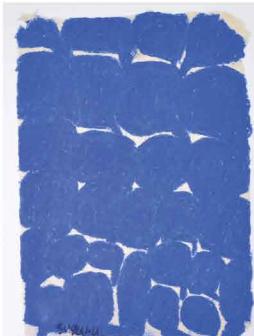
- 自主的・主体的に文化芸術活動の充実を図り、文化芸術の継承、発展、創造に積極的な役割を果たすよう努めます。

学校等の役割【第6条】

- 自主的・主体的に次の世代を担う子ども・若者の文化芸術活動を支援し、文化芸術に親しめる機会の創出に努めます。

事業者の役割【第7条】

- 自主的・主体的に文化芸術活動を行い、文化芸術活動への支援に努めます。



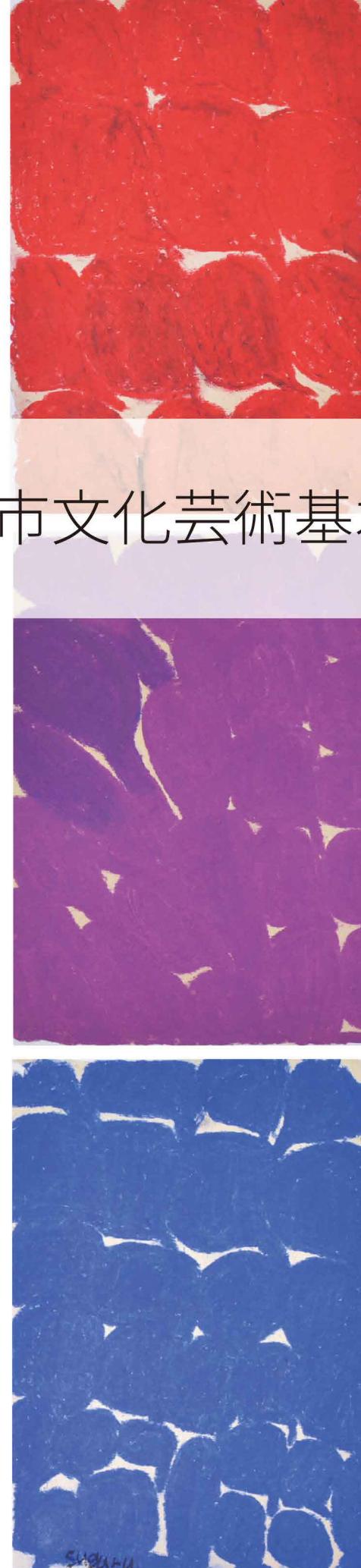
表紙の作品：中 武 卓 「葉っぱ」

**文**化芸術は、人々に感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、人々の創造性を育み、感性を豊かにするとともに、相互に理解し、尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものです。

宮崎市は、太陽や緑に象徴されるように、四季を通じて温暖な気候や雄大な自然に恵まれたまちです。また、神話の舞台として知られ、各所に神話にまつわる多くの伝説、伝統文化、景観等が今も残っています。さらに、古くから育まれてきた歴史的風土の下、日本遺産に認定された国指定の史跡である生目古墳群、蓮ヶ池横穴群等の文化財をはじめ、多彩な文化芸術が、先人たちの知恵とたゆまぬ努力により創造され、継承されてきた地です。

このような背景の下、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す本市としては、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を促進していく必要があります。

そのため、文化芸術に関する施策についての基本理念等を明らかにして、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定しました。



# 「宮崎市文化芸術基本条例」の概要

## 条例を作った目的

文化芸術に関して、基本理念を定め、市民、文化芸術団体、学校等及び事業者の役割や市の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定め、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。）の自主的な活動を促進していくことで、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指します。

## 基本計画【第10条】

「文化芸術基本法」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の規定により、文化芸術の推進に関する計画を市民の皆さんのご意見を募りつつ策定します。

## 審議会【第12条】

文化芸術に関する有識者等が委員となる審議会を設置し、本市の取り組む文化芸術事業の評価や基本計画の進捗状況などについて審議します。

## 文化芸術振興基金【第15条】

従来からあった「宮崎市文化振興基金条例」をこの条例に組み込み、効果的に文化芸術の振興に寄与する事業を展開します。

など全21条で構成

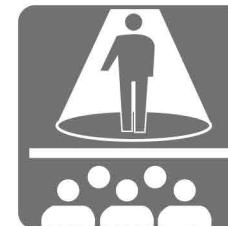
Q. この条例で何が変わるのでですか？

A. 本市における文化芸術に関する施策（事業）を行う根拠となり、文化政策を継続的に推進することができます。



## 基本施策【第11条】 文化芸術に関する基本施策を展開します。

11



(1) 市民の皆さんがあざ的に文化芸術を鑑賞したり、活動したりできる機会の充実に努めます。



(2) 子ども・若者、障がい者の方々への文化芸術活動の充実に努めます。



(3) 文化施設の施設機能の充実や活用の促進に努めます。



(4) 文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化に努めます。  
(寄附文化の醸成)



(5) 文化芸術の保存及び活用に努めます。



(6) 文化芸術の振興に寄与した方（団体含む）の顕彰に努めます。



(7) 文化芸術に関する情報の収集、提供及び発信に努めます。



(8) 文化芸術を通じて国内外の人々との交流の促進に努めます。



(9) 文化芸術活動の担い手となる人材育成や、人材確保に努めます。



条例の全文につきましてはコチラからご覧いただけます。  
<https://00m.in/ugJ4Z>

